

介護保険料の特別徴収について

平成22年1月以降、福生市へ転入され、前の住所地では年金天引きだった方や65歳になられた方、新たに年金受給を開始された方で、

- ①前年度における介護保険料の納付方法が普通徴収(納付書による納付または口座振替)であり、
②受給年金が年額18万円以上の方は、第1号(65歳以上の方)介護保険料特別徴収(年金天引き)が開始されます。

4月・6月のいずれから新たに天引きが開始される方は各天引き開始月の初旬に、仮徴収保険料額を記載した介護保険料特別徴収開始通知書(仮徴収決定分)をお送りします。

8月より天引き開始の方は7月初旬に介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書をお送りします。

【仮徴収とは?】

現在の介護保険料特別徴収は、年間の前半に当たる4月・6月・8月を仮徴収と呼び、後半に当たる10月・12月・2月を本徴収と呼んでいます。

介護保険料を計算するに当たり、その年度における所得情報が必要となりますが、4月や6月の時点では所得が確定していないため、前年の保険

料所得段階を基準として、暫定的に決定した金額で4月以降から天引きを行ないます。

その後、所得情報が確定すると、確定した保険料所得段階に基づき、すでに天引きした仮徴収分との差額を計算し、後半分を決定しています。

これが介護保険料特別徴収計算の基本的な仕組みです。

問合せ介護福祉課介護保険係 ☎551・1764

未就園児に入学祝金を支給します

次の方に入学祝金を支給しますので、該当する方は4月8日(金)までに申請してください。(申込みの際、印鑑・振込み先口座の記載が必要となります。)

該当者平成23年4月1日現在、福生市に住所があり、今年4月に小学校に入学し、平成22年の4月1日から平成23年3月31日までの1年間、幼稚園、保育園などに就園していなかった児童の保護者

※ただし、平成23年3月中旬に転入された方は、該当しません。

問合せ子ども育成課保育園係 ☎551・1780

児童扶養手当制度のお知らせ(障害年金加算改善法施行による)

平成23年4月1日より、障害基礎年金受給者で子

加算対象となっている方も児童扶養手当を受給できる場合があります。

平成23年4月分から児童扶養手当を受給するには、平成23年3月31日までに申請が必要となります。詳しくは子育て支援課子育て支援係にお問い合わせください。

※支給要件や所得の制限があります。

対象平成5年4月2日以降生まれの児童(児童に障害のある場合は、20歳未満)を養育している母または父が重度の心身障害者の方

申請受付期間3月31日(木)までに申請した場合、4月から支給されます。

※4月以降も随時、申請受付は行ないます。

問合せ子育て支援課子育て支援係 ☎551・1737

福生市都市計画マスタープラン改定に向けた「市民検討会」(こぜひ)参加ください

市では平成22〜23年度にかけて都市計画マスタープランの改定作業に取り組んでいます。

人を優先するまちづくりを推進するために、市民の視点からまちづくりの構想や課題を検証することを目的としています。

日時3月26日(土)午後1時30分〜4時30分

場所市役所第一棟2階第1、第2会議室

『外来種』問題をご存じですか?

自然界の仕組みはとても複雑で、分かっていない部分がたくさんあります。なんらかの形で人間が影響を与えてしまうと、それによって何が起きるかを全て把握するのはとても難しく、そのつもりがなくても自然のバランスを大きく崩してしまうこともあります。

人間が自然のバランスを崩す事例のひとつとして「外来種」の問題があります。

▼外来種とは...

「ミドリガメ」など、元来その地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のことです。法律では、海外から明治時代以降に入ってきた生物を指します。

【福生市内で確認された外来種】

- 福生市では、次のような生物が確認されています。
《植物》アレチウリ、オニウシノケグサ、ヒメムカシヨモギ、オオブタクサ、ヒメジョオン
《魚類》ブルーギル、コクチバス
《爬虫類》ミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)
《哺乳類》アライグマ
《鳥類》ガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ

▼外来種が引き起こす問題

一般的に外来種は在来種(もともとその地域にいる生物)よりも繁殖力が強く、急速に生息域を拡大していきます。その結果、さまざまな問題が起こっています。

- ・在来種が食べられて数が減ってしまう。
・在来種の生息環境と餌が奪われる。
・在来種と交雑して雑種ができる。
・農作物が食べられてしまう。
・病気や病原体が持ち込まれる。

▼外来生物被害予防の三原則

侵略的な外来生物による被害を予防するために

- ①入れない!⇒悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
②捨てない!⇒飼っている野外生物を野外に捨てない
③拡げない!⇒野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

▼外来種の取り扱いは法律で規制されています

外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)では、外来種のうち生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・譲渡・輸入を禁止しています。違反すると懲役や罰金刑が科せられます!

▼ペットは絶対に捨てないで!

ペットとして飼われていた、また観賞用に栽培されていた外来種が野生化すると、いろいろな問題を引き起こします。飼育する際は、その性質をよく調べ、最後まで飼育できるかを考えましょう。どんな理由があれ、捨てることは絶対にしないでください。ペットの不法投棄も犯罪です。

問合せ環境課環境係 ☎551・1718

【福生市内で確認された外来種】



ミドリガメ



ガビチョウ



ブルーギル

【写真提供】環境省

児童館で遊ぼう3月(その2)

●●●田園児童館 ☎552・3133 ●●●

◆よちよちすくすくひろば「みんなでおいおいしよう」22日(火)午前10時〜正午 対象0、1歳児と保護者 ※2、3月生まれのお誕生日会をします。

◆キッズヨガ23日(水)午前10時30分〜11時30分 対象2歳前後の幼児と保護者 定員先着10組 申込み3月15日(火)午前10時から窓口受け付け 定員に満たない場合は午後1時以降、電話でも申し込みできます。1人で重複申し込みはできません。持ち物水筒、バスタオル ※親子とも動きやすい服装で来てください。

●●●武蔵野台児童館 ☎553・8822 ●●●

◆遊具開放デー17日(木)午前10時30分〜正午 対象1歳6か月以上の幼児と保護者 持ち物うわばき ※大型遊具で自由に遊べます。体操、おはなしもあります。時間内で自由に遊びにきてください。

◆のびのびひろば22日(火)午前10時〜正午 対象0、1歳児と保護者 ※お母さん同士の交流の場です。体操や手遊びもあります。時間内で自由に遊びに来てください。

●●●熊川児童館 ☎539・1515 ●●●

◆こぐまひろば「親子ヨガをしよう・2、3月生まれの誕生会」22日(火)午前10時〜正午 対象0、1歳児と保護者 持ち物着替え、水筒、タオル

◆三館合同行事「新しくなった野球場で遊ぼう」30日(木)午前9時〜午後4時(開放) ※現地集合、現地解散(雨天中止) 場所福生野球場(三小の隣) 対象どなたでも参加できます。注意事項 飲食はスタンドのみ ※野球、サッカー、鬼ごっこなど自由に遊べます。児童館の先生もいます。